

警報発令時の対応について（改訂版）

四国中央市教育委員会より市内の小・中学校に対して「非常変災時における応急対策」が新しく示されました。平成30年10月1日より以下の対応となります。

- 1 原則として、午前6時のテレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報により判断してください。
- 2 午前6時の天気予報、またはそれ以後であっても登校時まで、「暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪」のどれか一つでも「四国中央市」に特別警報または警報が出た場合には、「自宅待機」となります。
※自宅待機となった時点で、当日の給食及び午前中の授業はありません。
- 3 午前10時30分までに「警報」が解除されたときは、原則として自宅で昼食をとって、午後1時までに登校させてください。下校時刻につきましては、改めてメール配信およびホームページ、電話連絡等で連絡します。
- 4 午前10時30分の時点で「警報」が継続している場合は、「臨時休業」となります。
- 5 生徒が登校した後、台風接近や大雪による「警報」が出た時、または、その「警報」が予想される場合は、早急に帰宅させます。また、下校指導を行います。
保護者の方で御都合がつく場合は、生徒がいつ帰宅してもよいように御準備・御協力をお願いします。地域によっては、迎えを依頼する場合があります。
- 6 「暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪」以外の警報や各種注意報等の場合は、原則として登校させてください。ただし、保護者が危険と判断した場合は、保護者同伴で登校するか、安全が確認されるまで自宅待機し、その旨を学校へ連絡ください。
この場合、遅刻・欠席扱いとはなりません。
- 7 臨時休業となった場合は、特別な指示がない限り、翌日の時間割は臨時休業日の時間割とします。
- 8 登校前までに、Jアラートで、弾道ミサイル発射等について「屋内避難の呼び掛け」があった場合は、学校からの連絡があるまで「自宅待機」とします。
安全が確保され、登校が可能となったときには、メール配信やホームページ、電話連絡等で学校から登校について連絡します。
- 9 登校前までに、四国中央市に「震度5弱以上」の地震が発生した場合には、学校からの連絡があるまで「自宅待機」とします。
安全が確保され、登校が可能となったときには、メール配信やホームページ、電話連絡等で学校から登校について連絡します。
- 10 市としての「非常変災時における応急対策」を定めていますが、これのみにとらわれず、生徒または地域の実状に応じた適切な措置をとります。

※登校するかどうか判断に迷うような場合には、北中ホームページをご覧ください。

(インターネットで、<https://kawanoe-kita-j.esnet.ed.jp>と入力するか、「川之江北中学校」と検索すると開くことができます。)